

平成25年度第2回

草津市協働のまちづくり推進本部会議 議事概要

■日 時：

平成25年8月7日（木）10時30分～12時00分

■場 所：

市役所 庁議室

■出席者：

市長、副市長、教育長、特命監（経営改革・草津未来研究所担当）、総合政策部長、危機管理監、総務部長（兼法令遵守監）、まちづくり協働部長、人権政策部長、市民環境部総括副部長、健康福祉部長、健康福祉部理事（健康増進担当）、子ども家庭部長、産業振興部長、特命監（都市再生担当）、都市建設部理事（景観・交通政策担当）、都市建設部理事（住宅担当）、教育部長、議会事務局長

協議項目

1 第1回本部会議での主な意見にかかる考え方について

○事務局

<資料について説明>

○委員

大学の役割等は規定しないのか。

○事務局

検討する。

○委員

中間支援組織の定義について、中間支援組織が市を支援することがあるのか。

○事務局

削除するか検討する。

○委員

第8条の多様な主体とは、何を指すのか。

○事務局

市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織、市を指す。

○委員

中間支援の役割は修正前の方が具体的で分かりやすかった。

○事務局

役割を限定的に書くのではなく、あえて幅広く抽象的なものに置き換えた。

○委員

中間支援組織は章立てしないのか。

○事務局

検討する。

○委員

規則で定める予定の認定要件のうち、事業計画は地域まちづくり計画のことを指すのか。

○事務局

まちづくり協議会は任意団体として既に設立されており、事業計画や収支報告その他の実績確認を行う。

○委員

地域まちづくり計画は、認定要件にしないのか。

○事務局

先に計画があつて認定するのか、認定されてから計画をつくるのかという議論が検討委員会であったが、あまり縛らないほうが良いのではないかという結論となった。

○委員

第13条の技術的な支援とは、何を指すのか。

○事務局

まちづくり計画の作成支援等。

2 まちづくり協議会への個人情報提供の考え方について

○事務局

<資料について説明>

○委員

個人情報の提供は、敬老会事業だけ行うのであれば今までと変わらない。将来的に災害時要援護者などを移行させる段階で書けばよいのではないか。

○事務局

まちづくり協議会の体制が整った段階で、移行が可能であると考えている。これを規定することによって、体制を整えていただくための布石としたい。

○委員

成熟度に応じて提供するというのであれば、運用に当たってのルールは規則に定めるのか。

○事務局

規則や逐条解説で定める。

○委員

成熟度はどう判断するのか。

○事務局

まちづくり協議会連合会と協議し、慎重に判断したい。

○委員

まち協連合会の位置づけは。構成団体に禁則があって、上部団体に無いのはおかしい。

○事務局

規則または逐条に書き入れるか、まち協連合会の規約で規定するよう検討したい。

○委員

14条2項以降は、規則に規定できないか。

○事務局

義務等、制限を課す規定は条例で定めなければならない。

いただいた意見は、法務部局とともに検討し、決裁を経ることとする。

以上。